

# 三遠南信地域社会雇用創造事業実施要領

平成 22 年 9 月 17 日制定

平成 22 年 11 月 30 日一部改正

## 事業実施体制

### 1 S E N A 社会的企業人材育成委員会

- ・ 三遠南信地域連携ビジョン推進会議（以下「S E N A」という。）の専門委員会として、S E N A 社会的企業人材育成委員会を設置する。
- ・ S E N A 社会的企業人材育成委員会は、S E N A 幹事等で構成する。
- ・ S E N A 社会的企業人材育成委員会は、次の事務を所掌する。
  - 三遠南信地域社会雇用創造事業に係る総合調整
  - 三遠南信地域における社会的企業人材育成に係る調査研究
  - その他事業の実施に必要と認められる事務

### 2 社会起業インキュベーション選定評価委員会

- ・ S E N A 社会的企業人材育成委員会に、社会起業インキュベーション選定評価委員会を設置する。
- ・ 社会起業インキュベーション選定評価委員会は、企業経営者、学識経験者等で構成する。
- ・ 社会起業インキュベーション選定評価委員会は、次の事務を所掌する。
  - 社会起業プラン・コンペティションの審査
  - その他事業の実施に必要と認められる事務

## 社会起業インキュベーション事業

### 1 趣旨

次の3分野に係る「三遠南信社会起業プラン・コンペティション」により優秀な事業計画を選定し、その策定者に対して、起業研修講座の開催、起業アドバイザーの紹介を行い、また、起業した場合には起業支援金を提供することにより、起業の支援を行う。これにより、三遠南信地域において、社会的企業による新たな雇用の創出を図る。

自然資源分野（森林ビジネス、地域資源活用ビジネス等）

地域づくり分野（まちづくりビジネス、中山間地域ビジネス等）

安心安全分野（食農ビジネス、福祉介護・医療ビジネス等）

### 2 事業概要

(1) 社会起業プラン・コンペティション実施回数 4回

(2) 目標起業人数 90人

(3) 起業実績の把握方法

法人の設立登記又は税務署に対する開業の届け出を確認する。

### 3 社会起業プラン・コンペティション応募資格

- ・ 個人として応募する者
- ・ 三遠南信地域において、地域内の課題・ニーズに対応した社会的企業を起業し、かつ、継続的に事

業を展開できる者

#### 4 社会起業プラン・コンペティションにおける事業計画の選定

##### (1) 審査の方法

- ・ 1次審査（書面審査）…地域審査委員（地域の起業アドバイザー）が審査し、社会起業インキュベーション選定評価委員会による応募書類及び選考理由の確認をもって決定する。
- ・ 地域審査委員は、1次審査通過者全員に対し、2次審査に向けた説明会を開催する。
- ・ 2次審査（プレゼンテーション審査）…社会起業インキュベーション選定評価委員会が審査し、SENA社会的企業人材育成委員会による応募書類及び選考理由の確認をもって決定する。

##### (2) 審査項目及び基準

- ・ 新規性、市場性、起業可能性などを総合的に評価する。
- ・ 1次審査は地域ごとの委員により行われるが、共通の審査基準に基づき審査し、また、必要に応じて地域審査委員が事前の打ち合わせをすることで、公平に選考を行う。
- ・ 2次審査はいずれの地域においても選定評価委員会を招集し、審査を行う。

##### (3) 事業計画（見積）のコスト積算等の妥当性の判断

選定評価委員会及びSENA社会的企業人材育成委員会が申請書類を確認し判断する。

##### (4) 日本総研へのデータ提供のタイミング

- ・ 1次審査通過者決定の時点及び起業支援金提供の確定時にデータ提供する。

##### (5) 本人への連絡方法

- ・ SENA社会的企業人材育成委員会の決定後、決定通知書を送付する。

#### 5 起業支援金

##### (1) 概要

- ・ 起業支援対象者が起業した場合に、起業支援金上限 220 万円を提供する。ただし、SENAが特別の理由があると認める場合は、概算払いをすることができる。
- ・ 起業は、平成 24 年 2 月 29 日までに行わなければならない。ただし、SENAが特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- ・ 起業支援対象者の申請に基づき、申請内容を審査の上、SENAが額を決定し、提供する。

##### (2) 起業支援金の対象期間（支援対象期間）

次の期間に支出した経費を対象とする。ただし、SENAが特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

- ・ 始期…三遠南信地域社会起業プラン・コンペティションの選定結果通知を受けた日
- ・ 終期…次の から までに掲げる日のうち、いずれか早い日

三遠南信地域社会起業プラン・コンペティションの選定結果通知を受けた日から起算して 1 年が経過した日

起業支援対象者が起業をした日

平成 24 年 2 月 29 日

##### (3) 不正行為等への対処方法

###### ア 不正行為者

起業後の起業支援金の提供又は概算払いによる起業支援金の提供の前に、不正行為が発覚した場

合は、起業支援金を提供しない。起業支援金の提供後に不正行為が発覚した場合は、提供した起業支援金の返還を求める。

イ 起業を途中で断念した者

概算払いを受けた者であって、起業を途中で断念した者については、断念した理由等を踏まえ、S E N A 社会的企業人材育成委員会において、起業支援金の返還の可否を決定する。

6 支援内容及び期間中のモニタリング

(1) 起業支援の内容

- ・ 三遠南信地域のインキュベーション機関（委託先・再委託先。以下「各インキュベーション機関」という。）により起業研修講座を実施する。選定結果通知後、6ヶ月間で実施する。
- ・ 起業支援対象者の相談等に対応するため、各インキュベーション機関に登録している起業アドバイザーの紹介を行う。
- ・ 起業支援に要する費用は、起業支援対象者1人平均300万円とする。

(2) 起業準備期間のモニタリング

- ・ 起業支援対象者の進捗状況の報告  
起業支援対象者は、定期的に各インキュベーション機関に進捗状況を報告する。
- ・ 事業者の監督方法  
各インキュベーション機関は、起業支援対象者から報告を受け、事業計画書等に照らして進捗状況を確認する。遅延の場合など必要に応じて、起業アドバイザー等を紹介する。

7 支援期間終了後の対応

(1) 起業支援対象者の報告

起業支援対象者は、S E N A に、経理に関する書類を提出し、起業状況等の実績報告を行う。

(2) 起業支援対象者の起業状況の公開

起業の状況をホームページに掲載する。

(3) 起業支援金の使用実績の精査及び額の確定

起業支援対象者の起業支援金申請書（支出証拠書類添付）の提出を受け、内容を精査・確認の上、起業支援金の額を確定し、起業支援対象者に通知する。

(4) 法人登記、開業届の提出等の報告

起業支援対象者が法人の登記をし、又は開業届を提出した場合は、証拠書類を添付し各インキュベーション機関に報告するものとする。

(5) 支援期間終了後のモニタリング

起業支援対象者の支援期間終了後の状況について、定期的に把握する。

社会的企業人材創出・インターンシップ事業

1 趣旨

次の3分野において、社会活動の実績を持つNPO法人等と連携し、非就業者、学生、シニア層などを対象としたインターンシップ（職場体験）研修を実施することにより、三遠南信地域において社会的企業を支える人材を創出し、就職を支援する。

自然資源分野（森林ビジネス、地域資源活用ビジネス等）

地域づくり分野（まちづくりビジネス、中山間地域ビジネス等）

安心安全分野（食農ビジネス、福祉介護・医療ビジネス等）

## 2 事業概要

(1) 研修実施回数 6回

(2) 目標研修修了人数 800人

(3) 研修の内容

- ・ 集合研修4日間
- ・ 分野別研修26日間（うち15日間以上三遠南信地域で実施。また15日間以上実地研修を実施）

(4) 研修状況の把握方法

各研修生受入機関を1期当たり1回程度の現場調査により研修状況を把握する。

(5) 研修実施体制（業務分担）

集合研修は、SENAが実施し、分野別研修は、研修生受入機関が実施する。なお、分野別研修の内容については、研修生受入機関の募集時に、SENAが審査する。

## 3 研修生の募集

(1) 応募資格

- ・ 第1期から第3期までにあっては、平成22年4月1日において満15歳であること。第4期から第6期までにあっては、平成23年4月1日において満15歳であること。
- ・ 集合研修及び分野別研修の実施場所に通うことができること。
- ・ 将来、社会的企業での活動に従事することを希望し、技術・ノウハウ等の習得の意欲と熱意を持っていること。

(2) 募集方法

チラシ及びポスターの配布及び掲示、説明会の開催、ホームページへの掲載により広く周知する。

(3) 募集主体

SENA

## 4 研修生の選定

(1) 選定のプロセス・手続き

応募書類を審査し、研修生受入機関が行う面談の状況を参考に、SENA社会的企業人材育成委員会が決定する。

(2) 日本総研へのデータ提供のタイミング

- ・ 研修開始の1週間前の時点及び研修開始時点でデータ提供する。

(3) 本人への連絡方法

- ・ SENAS社会的企業人材育成委員会の決定後、選定結果をメール等で連絡をする。

## 5 活動支援金

(1) 活動支援金の決定方法、支払い方法

ア 資格確認

活動支援金受給資格確認申請を受け、書類の内容を審査し、SENA社会的企業人材育成委員会

が確認する。

イ 支払方法

活動支援金受給資格者が 30 日間の研修を修了した場合に、1 人 15 万円を支給する。

(2) 受給要件の確認方法

次の書類を確認する。

ア 年間収入見込額を確認する書類

世帯全体(義務教育年齢以下の者を除く)の申請月の前月分の収入を証明するもの

収入のある方は、給与明細書又は年金支払証明書の写し、または収入の状況が確認できる預貯金通帳等の写し

収入のない方は、市町村が発行する前年分の所得証明の写し(学生は在学証明書の写し)

ただし、現在、無収入であるにも関わらず、離職の時期により、所得証明等では無収入であることが確認できない場合は、その後に離職したことを証明する書類(離職票、退職証明書、解雇通知書等の写し)

イ 世帯全体の金融資産を確認する書類

- ・世帯全体が保有する金融資産のうち、申請時の残高が 100 万円以上のすべての預貯金の通帳又は残高証明書の写し

(3) 不正行為等への対処方法

ア 不正行為者

研修後の活動支援金の提供の前に、不正行為が発覚した場合は、活動支援金を提供しない。活動支援金の提供後に不正行為が発覚した場合は、提供した活動支援金の返還を求める。

イ 研修を途中で断念した者

活動支援金は提供しない。

6 研修内容及びモニタリング

(1) 研修内容

次の分野の研修プログラムを研修生受入機関が企画する。

- ア 自然資源を活用した雇用創造分野
- イ 地域づくりによる雇用創造分野
- ウ 安全安心を確保するための雇用創造分野

(2) 研修生のサポート体制・サポート内容

研修生受入機関を巡回訪問し、受講状況を確認する。必要に応じて研修生の相談に対応する。

(3) 研修期間中のモニタリング

ア 研修生の報告義務

- ・研修生活動日報、研修の感想及び意見(研修修了後提出)の提出
- ・研修修了後に就職した場合の報告

イ 進捗状況の確認及び指導改善

- ・研修生受入機関を巡回訪問することで進捗状況を確認し、必要に応じて指導する。

7 支援の終了(研修期間の終了)

(1) 修了の判定、手続き

- ・ 30日の研修をすべて受講した者を研修修了生としてSENAが認定する。
- ・ やむを得ない事情により研修に出席できない研修生に対しては、補講等を行い、30日の研修をすべて受講したとみなされる場合、研修修了生として認定する。なお、補講に要する経費は、研修生受入機関ごと算出される上限額の範囲内で、研修生受入機関交付金の対象とすることができる。

(2) 継続モニタリング

研修期間終了後、事業実施期間中は、研修生受入機関及び研修生から就業状況を定期的に収集把握する。